

ダウントロード

○信託法
②前項ノ規定ニ依リテ離民法第四百二十四条第一項ニ規定スル取消権ヲ行フコトヲ得
力弁済期ニ到ラサルトキ及ハ受益者力既ニ受タル時債権者ヲ害スヘキ事実ヲ知リタルト
キハ重大ナル過失ニ因リテ之ヲ知ラサリトキハ此ノ限ニ在ラス

〔受託者の占有承継〕

第十三条 受託者ハ信託財産ノ占有ニ付委託者ノ占有ノ環状ヲ承継ス

②前項ノ規定ハ金銭其ノ物又ハ有価証券ノ給付ヲ目的トスル有価証券ニ付之ヲ準用ス

〔信託財産の範囲〕

第十四条 信託財産ノ管理、処分、滅失、毀損其ノ他ノ事由ニ因リ受託者ノ得タル財産ハ信託財産ニ属ス

〔信託の定義〕

第一条 本法ニ於テ信託ト称スルハ財産ノ移転其ノ他ノ処分ヲ為シ他人ヲシテ一一定ノ目的ニ從ヒ財

産ノ管理又ハ处分ヲ為サシムルヲ附フ

〔遺言による信託〕

第二条 信託ハ遺言ニ依リテ之ヲ為スコトヲ得
〔信託の公示〕

第三条 登記又ハ登録スヘキ財産ニ付テハ信託ハ其ノ登記又ハ登録ヲ為スニ非サレハア之ヲ以テ第三

番二対抗スルコトヲ得ス

②有価証券ニ付テハ信託ハ命令ノ定ムル所ニ依リ証券ニ信託財産ナルコトヲ表示シ株券及社債券ニ付

テハ尚株主名義又ハ社債原簿ニ信託財産ナル旨又ハ記録スルニ非サレハア之ヲ以テ第三者ニ對

抗スルコトヲ得ス

③株券ヲ発行セザル旨ノ定款ノ株式ニ付テハ信託ハ株主名義ニ信託財産ナルコトヲ得ス

〔受託者の職務〕

第四条 受託者は信託行為ニ從ヒ信託財産ノ管理又ハ处分ヲ為スコトヲ得ス
〔受託者の欠格事由〕

第五条 未成年者、成年被後見人、被保佐人及破産者ハ受託者ハ受託者トスルコトヲ得ス

〔營業としてする信託の引受け〕

第六条 信託ノ引受ハ當初トシテ之ヲ為ストキハア之ヲ當行ハトス
〔受益者の利益享受〕

第七条 信託行為ニ依リ受益者トシテ指定セラレタル者ハ當然信託ヲ享受ス但シ信託行為ニ別

段ノ定アルトキハ其ノ定ニ從フ

〔信託代理人〕

第八条 不特定ノ受益者又ハ未タ存在セサル受益者アル場合ニ於テハ裁判所ハ利害關係人ノ請求ニ因

リ又ハ職権ヲ以テ信託代理人人ヲ指定期タルトキハ此ノ限ニ在ラス

②信託代理人ハ前項ノ受益者ノ自己ノ名義ヲ以テ信託ニ附スル裁判所上又ハ裁判外ノ行為ヲ為ス權限ヲ

有ス

③裁判所ハ事情ニ依リ信託財産中ヨリ相当ノ報酬ヲ信託代理人ニ与フルコトヲ得

〔受託者の利益享受の禁止〕

第九条 受託者ハ共同受益者ノ一人タル場合ヲ除クノ外何人ノ名義ヲ以テスルヲ間ハス信託ノ利益ヲ

有ス

〔法令によりある財産権を享有することのできない者の受益者としての利益享受の禁止〕

第十条 法令ニ依リ或財産権ヲ事有スルコトヲ得サル者ハ受益者トシテ其ノ権利ヲ有スルト同一ノ利

益ヲ享受スルコトヲ得ス
〔訴訟行為を目的とする信託の禁止〕第十一条 信託ハ訴訟行為サシムルコトヲ主タル目的トシテ之ヲ為スコトヲ得ス
〔訴訟行為の取消〕

第十二条 債務皆力其ノ債権者ヲ害スルコトヲ知リテ信託ヲ為シタル場合ニ於テハ債権者ハ受託者

普意ナルトキト離民法第四百二十四条第一項ニ規定スル取消権ヲ行フコトヲ得
②前項ノ規定ニ依リテ離民法第百四条第一項ニ規定スル取消権ヲ及ハサス但シ受益者ノ債権
力弁済期ニ到ラサルトキ及ハ受益者力既ニ受タル時債権者ヲ害スヘキ事実ヲ知リタルト
キハ重大ナル過失ニ因リテ之ヲ知ラサリトキハ此ノ限ニ在ラス

〔受託者の占有承継〕

第十三条 受託者ハ信託財産ノ占有ニ付委託者ノ占有ノ環状ヲ承継ス

②前項ノ規定ハ金銭其ノ物又ハ有価証券ノ給付ヲ目的トスル有価証券ニ付之ヲ準用ス

〔信託財産の範囲〕

第十四条 信託財産ノ管理、処分、滅失、毀損其ノ他ノ事由ニ因リ受託者ノ得タル財産ハ信託財産ニ属ス

〔信託財産と受託者の相続財産〕

第十五条 信託財産ハ受託者ノ相続財産ニ属セス

〔信託財産に対する強制執行、仮差押若ハ処分又は競売の禁止〕

第十六条 信託財産ニ付信託前ノ原因ニ因リテ生シタル権利又ハ信託事務ノ処理ニ付シタル権利ニ基ク場合ヲ除クノ外信託財産ニ對シ強制執行、仮差押若ハ処分ヲ為シ又ハ之ヲ競売スルコトヲ得

ス

②前項ノ規定ニ反シテ強制執行、仮差押、仮処分又ハ競売ニ對シテハ強制執行法(昭和五十四年法律第四百四十九号)第三十八条及民事保全法(平成元年法律第百一十一号)第四十五条ノ規定ヲ準用ス

〔信託財産に属する債権の相続の禁止〕

第十七条 信託財産ニ反シテ強制執行ト信託財産ニ屬セサル債務ハ相殺ヲ為スコトヲ得

〔混同による信託財産の不消滅〕

第十八条 信託財産力所有權ハ除クノ外ノ権利ナル場合ニ於テハ受託者力其ノ目的タル財産ヲ取得スルモノ其ノ履行ノ責二任ス

〔受託者の受益者に対する債務履行の責任の限度〕

第十九条 受託者ハ信託行為ニ因リ受益者ニ對シテ負担スル債務ニ付テハ信託財産ノ限度ニ於テノミ

〔受託者の債務履行と善良なる管理者の注意義務〕

第二十条 受託者ハ信託ノ本旨ニ從ヒ善良ナル管理者ノ注意ヲ以テ信託事務ヲ処理スルコトヲ要ス

〔金銭の管理方法〕

第二十一条 信託財産ニ属スル金銭ノ管理方法ニ關シテハ効令ヲ以テ之ヲ定ム

〔信託財産を受託者の固有財産とし、又はこれにつき権利を取得することの禁止〕

第二十二条 受託者ハ個人ノ名義ヲ以テスルヲ間ハス信託財産ヲ固有財産ト為シ又ハ之ニ付権利ヲ取

得スルコトヲ得ス但シ已ムコトヲ得サル事由アル場合ニ於テ裁判所ノ訴可ヲ受ケ信託財産ヲ固有財

産ト為スハ此ノ限ニ在ラス

②前項ノ規定ハ受託者ハ相應其ノ他包括名義ニ付スルコトヲ承繼スルコトヲ妨ケス此ノ場

合ニ於テハ第十八条ノ規定ヲ準用ス

〔信託財産の管理方法の変更の請求〕

第二十三条 信託行為ノ當時予見スルコトヲ得サリシ特別ノ事情ニ因リ信託財産ハ其ノ合有トス

ノ利益ニ適セサルニ至リタルトキハ委託者、其ノ相続人、受益者又ハ受託者ハ其ノ變更ヲ裁判所ニ

請求スルコトヲ得

②前項ノ規定ハ裁判所ノ定メタル管理方法ニ付之ヲ準用ス

〔共同受託者〕

第二十四条 受託者數人アルトキハ信託財産ハ其ノ合有トス

スコトヲ得ス但シ其ノ一人ニ對シタル意思表示ハ他ノ受託者ニ付シテモ其ノ効力ヲ生ス

〔共同受託者の連帯責任〕

第二十五条 受託者數人アルトキハ信託行為ニ因リ受益者ニ對シテ負担スル債務ハ之ヲ連帯トス信託

事務ノ處理ニ付負担スル債務亦同シ

〔受託者の信託事務處理の他人への委任〕

第二十六条 受託者ハ信託行為ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外已ムコトヲ得サル事由アル場合ニ限リ
他人ヲシテ自己ニ代リテ信託事務ヲ処理セシムルコトヲ得
②前項ノ場合はテハ受託者ハ選任及監督ニ付テノミ其ノ責ニ任ス信託行為ニ依り他人ヲシテ信託事務ヲ処理セシムタルトキ亦同シ
③受託者ニ代リテ信託事務ヲ処理スル者ハ受託者ト同一ノ責任ヲ負フ
〔受託者に対する損失填補又は信託財産復旧の請求〕

第二十七条 受託者カ管理ノ失当ニ因リテ信託財産ニ損失ヲ生セシメタルトキ又ハ信託ノ本旨ニ反シテ信託財産ヲ処分シタルトキハ委託者、其ノ相続人、受益者及他ノ受託者ハ其ノ受託者スルコトヲ得
〔信託財産の分別管理〕

第二十八条 信託財産ハ固有財産及他ノ信託財産ト分別シテ之ヲ管理スルコトヲ要ス但シ信託財産ダル金錢ニ付テハ各別ニ其ノ計算ヲ明ニスルヲ以テ足ル
〔受託者が分別管理の規定に違反した場合における損失填補の義務〕

第二十九条 第二十七条ノ規定ハ受託者カ前条ノ規定ニ違反シテ信託財産ヲ管理シタル場合ニテモ用ス
②前項ノ場合ニテ信託財産ニ損失ヲ生シタルトキハ受託者ハ分別シテ管理ヲ為シタル者其責ヲ免ルコトヲ得ス
〔信託財産の附合・混和・加工〕

第三十条 信託財産二付附合・混和又ハ加工アリタル場合ニテハ各信託財産及固有財産ハ各別ノ所
有者二層スルモノト看做シ民法第二百四十二条乃至第二百四十八条ノ規定ヲ適用ス
〔信託違反の処分行為の取消〕

第三十一条 受託者カ信託ノ本旨ニ反シテ信託財産ヲ処分シタルトキハ受益者ハ相手方又ハ転得者ニ
對シ其ノ處分ヲ取消スコトヲ得但シ信託ノ登記若ハ登録アリタルトキ又ハ登記若ハ登録スヘカラサ
ル信託財産ニ付テハ相手方及転得者ニテ于其ノ處分力信託ノ本旨ニ反スルコトヲ知リタルトキハ
重大ナル過失ニ因リテ之ヲ知ラサリシトキニ限ル
〔受益者が数人ある場合における信託違反の処分行為取消の効力〕

第三十二条 受益者數人アル場合ニテ于其ノ一人カ前条ノ規定ニ依リテシタル取消ハ他ノ受益者ノ
為ニ其効力ヲ生ス
〔信託違反の処分行為に対する取消権行使の期間〕

第三十三条 第二十九条ニ規定スルリ取消權ハ受益者又ハ信託管理人カ取消ノ原因アルコトヲ知リタル
時ヨリ一月内ニテ行ハサルトキハ消滅ス处分ノ時ヨリ一年ヲ経過シタルトキ亦同シ
〔受託者の責任と理事の責任〕

第三十四条 受託者タル法人力カ其ノ任務ニ背キタルトキハ之ニ干与シタル理事又ハ之ニ準スヘキ者亦
連帶シテ其ノ責ニ任ス
〔受託者の報酬〕

第三十五条 受託者ハ營業トシテ信託ノ引受ヲ為ス場合ヲ除クノ外特約アルニ非サレハ報酬ヲ受ク
コトヲ得ス
〔信託財産に関する費用又は損害の補償に関する権利の受託者による優先的行使〕

第三十六条 受託者ハ信託財産ニ貰シテ負担シタル租税、公課其ノ他ノ費用又ハ信託事務ヲ處理スル
ヲ行フコトヲ得
③受託者ハ受益者ニ對シ前項ノ費用又ハ損害ニ付其ノ補償ヲ請求シハ此ノ限り在ラス
ヲ得巴シ受益者カ不特定ナルトキ及未タ存在セサルトキハ此ノ限り在ラス
④前項ノ規定ハ受益者カ其ノ権利ヲ抛弃シタル場合ニハ之ヲ適用セズ
〔受託者の報酬請求権の行使〕

第三十七条 前条ノ規定ハ受託者カ信託財産ヨリ報酬ヲ受クヘキ場合ニ其ノ報酬ニ付之ヲ準用ス受託
者カ受益者ヨリ報酬ヲ受クヘキ場合亦同シ
〔受託者の権利行使の要件〕

第三十八条 第二十九条ニ規定スル受託者ノ権利ハ受託者カ其ノ前条ニ規定スル権利ハ新受託者亦之ヲ行フコトヲ得
定ニ依リ損失ノ填補及信託財産復旧ノ義務ヲ履行シタル後ニ非サレハ之ヲ行フコトヲ得

〔受託者の帳簿備附及び財産目録作成の義務〕

第三十九条 受託者ハ帳簿ヲ備へ各信託ニ付其ノ事務ノ處理及計算ヲ明ニスルコトヲ要ス
②受託者ハ信託引受ノ時及毎年一回一定ノ時期ニ於テ各信託ニ付其ノ事務ノ處理及計算ヲ明ニスルコトヲ要ス
〔書類閲覧請求権〕

第四十条 利害關係人ハ何時ニモ前条ノ書類ノ閲覧ヲ請求スルコトヲ得
②委託者、其ノ相続人及受益者ハ信託事務ノ處理ニ關スル書類ノ閲覧ヲ請求シ且信託事務ノ處理ニ付
說明ヲ求ムルコトヲ得
〔裁判所の監督〕

第四十一条 信託事務ハ營業トシテ信託ノ引受ヲ為ス場合ヲ除クノ外信託事務ノ處理ニ付検査ヲ為シ且検査役ヲ選任シ
②裁判所ハ利害關係人ノ請求ニ因リ又ハ職權ヲ以テ信託事務ノ處理ニ付得
〔信託財産の分別管理〕

第四十二条 受託者カ前条ノ監督ヲ受ける場合ノ決定若ハ後見開始者ハ保佐開始ノ審判ヲ受
ケタルトキハ其ノ任務ハ之ニ因リテ終了ス受託者タル法人力解散シタルトキ亦同シ
②前項ノ場合ニ於テハ受託者ノ相続人、其ノ法定代理人、破産管財人、後見人、保佐人又ハ清算人ハ
新受託者カ信託事務ヲ處理スルコトヲ得ルニ至リ迄信託財産ヲ保管シ且信託財産ヲ保管シ必要ナル
行為ヲ為スコトヲ要ス法人合併ノ場合ニテ合併ニ因リテ設立シタル法人又ハ合併後存続スル法人
亦同シ
〔受託者の辞任の制限〕

第四十三条 受託者ハ信託行為ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外受益者及委託者ノ承諾アルニ非サレハ
其ノ任務ヲ辞スルコトヲ得ス
〔受託者の資格喪失による任務の終了〕

第四十四条 受託者カ前条ノ資格ヲ喪失シタルトキハ其ノ資格ヲ喪失シタルトキハ其ノ
任務ハ之ニ因リテ終了ス
〔任務の終了した受託者の権利義務の継続〕

第四十五条 第四十三条又ハ前条ノ規定ニ依リ任務終了シタル者ハ新受託者ハ信託事務ヲ處理スルコ
トヲ得ルニ至リ迄仍受託者ノ権利義務ヲ有ス
〔受託者の辞任〕

第四十六条 已ムコトヲ得サル事由アルトキハ受託者ハ裁判所ノ許可ヲ要ケ其ノ任務ヲ辞スルコトヲ
得
〔受託者の解任〕

第四十七条 受託者カ其ノ任務ニ背キタルトキ其ノ他重要ナル事由アルトキハ裁判所ハ委託者、其ノ
相続人又ハ受益者ノ請求ニ因リ受託者ヲ解任スルコトヲ得
〔裁判所による信託財産の管理人の選任等〕

第四十八条 第四十六条又ハ前条ノ規定ニ依リ受託者其ノ任務ヲ辞スルコトヲ得
所ハ信託財産ノ管理人ヲ選任シ其ノ他必要ナル処分ヲ命スルコトヲ得
〔新受託者の選任の請求〕

第四十九条 受託者ノ任務終了ノ場合ニ於テハ利害關係人ハ新受託者ノ選任ヲ裁判所ニ請求スルコト
ヲ得
②前項ノ規定ハ選言ニ依リ受託者シテ指定セラレタル者カ信託者ノ選任ヲ為スコト能
ハサル場合ニ之ヲ準用ス
③前二項ノ規定ハ信託行為ニ別段ノ定アルトキハ之ヲ適用セス
④第八条第三項ノ規定ハ信託者ニ付之ヲ準用ス
〔受託者の選任と信託財産の移転〕

第五十条 受託者ノ更迭と信託財産ハ前受託者ノ任務終了ノ時ニ於テ新受託者ニ譲渡サ
レタルモノト看做入
②受託者數人アル場合ニ於テ其ノ一人ノ任務終了シタルトキハ信託財産ハ當然他ノ受託者ニ譲渡サ
〔新受託者の損失填補等の請求権〕

第五十一条 第二十七条又ハ第二十九条ニ規定スル権利ハ新受託者亦之ヲ行フコトヲ得
〔新受託者の債務の承継〕

第五十二条 受託者ノ更迭アリタルトキハ新受託者ハ前受託者力信託行為ニ因り受益者二対シテ負担
シタル債務ヲ承継ス

②前項ノ規定ハ第五十条第二項ノ場合ニ之ヲ準用ス

③信託事務ノ処理ニ付生シタル債務ハ信託財産ノ賄度ニ於テ新受託者ニ對シテモ亦之ヲ行フコトヲ得
「強制執行、仮差押若ハ仮処分の執行又は競売手続の統行」

第五十三条 信託財産ニ付スル強制執行、仮差押若ハ仮処分ノ執行又ハ競売手続ハ新受託者ニ對シテ
之ヲ統行スルコトヲ得
〔前受託者による強制執行又は競売〕

第五十四条 前受託者ハ第三十六条第一項ニ規定スル費用若ハ損害ノ補償ヲ受クル権利又ハ第三十七条
第二規定スル競売ヲ受クル権利ニ新受託者ニ對シ信託財産ニ付強制執行、仮差押若ハ仮処分ヲ
シテハ之ヲ競売スルコトヲ得

〔受託者の更迭ニ付事務の引継・計算の承認と責任の解除〕

第五十五条 受託者更迭ノ場合ニ於テハ信託事務ノ計算ヲ為シ受益者又ハ信託管理人ノ立会ヲ以テ事
務ノ引継コトヲ得ス

②受益者又ハ信託管理人カ前項ノ計算ヲ承認シタルトキハ前受益者ノ其ノ受益者ニ對スル引継ニ関ス
ル責任ハ之ニ因リテ解除セラレタルモノト看做ス但シ不正ノ行為アリタル場合ハ此ノ限ニ在ラス
〔信託の終了〕

第五十六条 信託行為ヲ以テ定メタル事由發生シタルトキ又ハ信託ノ目的ヲ達スルコト能ハ
サルニ至リタルトキハ信託ハ之ニ因リテ終了ス

〔信託の解除〕

第五十七条 委託者が信託利益ノ全部ヲ享受スル場合ニ於テハ委託者又ハ其ノ相続人ハ何時ニテモ信
託ヲ解除スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ民法第六百一十五条第二項ノ規定ニ准用ス
〔裁判所による信託解除の命令〕

第五十八条 前項ノ場合ニ於テ信託利益ノ全部ヲ享受スル場合ニ於テ信託財産ヲ以テス
ルニ非サレハ其ノ債務ヲ完済スルコト能トキ其ノ他已ムコトヲ得サル事由アリトキハ裁判所
ハ受益者又ハ利害關係人ノ請求ニ因リ信託ヲ解除ヲ命スルコトヲ得
〔信託行為に別段の定あるときの解除〕

第五十九条 第五十七条及前条ノ規定ニ拘らず信託ノ解除ニ關シ信託行為ニ別段ノ定アルトキハ其
定ニ從フ

〔信託の解除の効力〕

第六十条 信託ノ解除ハ将来ニ向テノミ其ノ効力ヲ生ス
〔信託の解除に掛く信託財産の受益者への帰属〕

第六十一条 第五十七条又ハ第五十八条ノ規定ニ依リ信託力解除セラレタルトキハ信託財産ハ受益者
ニ帰属ス

〔信託財産の委託者又はその相続人への帰属〕

第六十二条 信託終了ノ場合ニ於テ信託行為ニ定メタル信託財産ノ帰属権利者ナキトキハ其ノ信託
財産ハ委託者又ハ其ノ相続人ニ帰属ス

〔信託終了の場合における信託の存続〕

第六十三条 信託終了ノ場合ニ於テ信託財産力其ノ帰属権利者ニ移転スル迄ハ仍信託ハ存続スルモノ
ト看做ス此ノ場合ニ於テハ信託権利者ヲ看做ス

〔信託の終了と強制執行等〕

第六十四条 第五十三条及第五十四条ノ規定ハ信託ノ終了ニ因リ信託財産ノ最終ノ計算ヲ為シ受益者ノ承認ヲ得ルコト
シタル場合ニ之ヲ準用ス
〔信託終了と信託事務の最終計算〕

第六十五条 信託終了ノ場合ニ於テハ受託者ハ信託事務ノ最終ノ計算ヲ為シ受益者ノ承認ヲ得ルコト
ヲ要ス此ノ場合ニ於テハ第五十五条第二項ノ規定ヲ準用ス

〔公益信託〕

第六十六条 祭祀、宗教、慈善、学术、技芸、他公益ヲ目的トスル信託ハ之ヲ公益信託トシ其ノ監
督ニ付ス後六条ノ規定ヲ適用ス

【公益信託の監督】

第六十七条 公益信託ハ主務官庁ノ監督ニ属ス

〔公益信託の引受の許可〕

第六十八条 公益信託ノ引受ニ付テハ受託者ハ主務官庁ノ許可ヲ受クルコトヲ要ス
「信託事務の検査・受託者の公告」

第六十九条 主務官庁ハ何時ニテモ公益信託事務ノ處理ニ付検査ヲ為シ且財産ノ供託其ノ他必要ナル
廻分ヲ命スルコトヲ得

②受託者ハ毎年一回一定ノ時期ニ於テ信託事務及財産ノ状況ヲ公告スルコトヲ要ス
〔公益信託の条項の変更〕

第七十条 公益信託ニ付信託行為ノ當時予見スルコトヲ得サリシ特別ノ事情ヲシタルトキハ主務官
庁ハ信託ノ本旨ニ反セサル限り信託ノ条項ノ変更ヲ為スコトヲ得

〔公益信託の受託者の辞任〕

第七十二条 公益信託ニ付テハ第八条第一項但書及第四十七条乃至第四十九条第一項但書及第四十七
九条二規定スル裁判所ノ権限ハ主務官庁ニ属ス但シ第四十七条及び第四十九条ニ規定スル権限ニ付テ
ハ職権ヲ以テ之ヲ行フコトヲ得

〔公益信託の繼續〕

第七十三条 公益信託終了ノ場合ニ於テ信託財産ノ帰属権利者ナキトキハ主務官庁ハ其ノ信託ノ本旨
ニ従ヒ類似ノ目的ノ為ニ信託ヲ繼續シムルコトヲ得
〔主務官庁の権限の委任〕

第七十四条 本法ニ規定スル主務官庁ノ権限ハ政令ノ定ムル所ニ依リ其ノ全部又ハ一部ヲ國ニ所属ス
ル行政委員会が行使する事務等

〔都道府県が行使する事務等〕

第七十五条 本法ニ規定スル主務官庁ノ権限ニ属スル所ニ依リ都道府県ノ知事其
ノ執行機関ニ於テ其ノ全部又ハ一部ヲ執行機関ガ其ノ執行機関ガハ主務官庁ハ都道府県ノ執行機関ガ其ノ事務ヲ處理スルニ当リテ依ルベキ基準ヲ
定ムコトヲ得

②前項ノ場合ニ於テハ主務官庁ハ都道府県ノ執行機関ガ其ノ事務ヲ處理スルニ当リテ依ルベキ基準ヲ
定ムコトヲ得

③主務官庁が前項ノ基準ヲ定メタルトキハ之ヲ告示スルコトヲ要ス
附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
〔大正一年一二月勅令五一二号により、大正一二一・一から施行〕

附 則〔昭和二年一二月二日法律第二二三号抄〕
〔施行期日〕

第二十九条 この法律は、昭和二十三年一月一日から、これを施行する。
第三十条 昭和二十二年法律第七十四号（日本国憲法の施行に伴う民法の急的措置に関する法律）
施行前に妻が夫の监护を受けないでした信託の引受はこれを取り消すこととする。
附 則〔昭和五四年三月三〇日法律第五号抄〕
〔施行期日〕

1. この法律は、民事執行法（昭和五十四年法律第四号）の施行の日（昭和五十五年十月一日）から
施行する。
（経過措置）

2. この法律の施行前に申し立てられた民事執行、企業担保権の実行及び破産の事件については、な
お從前の例による。

3. 前項の事件に關し執行官が受けた手数料及び支払又は償還を受ける費用の額については、同項の
規定にかかわらず、最高裁判所規則の定めるところによる。

附 則〔平成元年一二月二日法律第九一号抄〕
〔施行期日〕

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

する。〔平成二年九月政令二八三号により、平成三・一・一から施行〕

附 則（平成三年五月二一日法律第七九号抄）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一～四〔略〕
五 第六条から第二十一条まで〔中略〕の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

〔平成四年四月政令一六〇号により、平成四・五・二〇から施行〕

（その他の処分、申請等に係る経過措置）

第六条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び次条において同じ。）の施行前に改正前のそれぞの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞの法律の規定によりされている解消その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）でこの法律の施行の日ににおいて行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞの法律の適用については、改正後のそれぞの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

附 則〔平成一一年七月一六日法律第八七号抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一〔前略〕附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五项、第七十三条、第七十七条、第五百五十七条规定から第六項まで、第百六十条、第百六十三条、第百六十四条並びに第二百二条の規定 公布の日

二～六〔略〕

（国等の事務）

第五十九条 この法律による改正前のそれぞの法律に規定するもののほか、この法律の施行前ににおいて、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく命令により管理し又は執行する國、他の地方公共団体その他公共団体の事務（附則第百六十一号において「國等の事務」という。）は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく命令により当該地方公共団体の事務として處理するものとする。

（処分、申請等に係る経過措置）

第六十条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第六十三条において同じ。）の施行前に改正前のそれぞの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞの法律の規定によりされている解消その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日ににおいててこれららの行為に係る行政事務を行なうべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞの法律の適用については、改正後のそれぞの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞの法律の規定により國又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについて、この法律及び改めて別段の定めがあるもののほか、これを、改訂後のそれぞの法律の相当規定により國又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手續をしなければならない事項についてその手續がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞの法律の規定を適用する。

（不服申立てに係る経過措置）

第一百六十二条 施行日前にされた國等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁（以下この条において「処分庁」という。）に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）があつたものについての同法による不服申立てについては、行政不服審査法の施行以後においても、当該処分庁があつるもののみならずして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であつた行政庁とする。

2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（手数料に関する経過措置）

第一百六十二条 施行日前においてこの法律による改正前のそれぞの法律（これに基づく命令を含む。）の規定により納付すべきであった手数料については、この法律及び改めて別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第一百六十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置）

第一百六十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、改めて定める。

2 附則第十八条、第五十一条及び第百八十四条の規定の適用に関する必要な事項は、改めて定める。

附 則〔平成一一年一二月八日法律第一五一号抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。〔後略〕

（経過措置）

第三条 民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第百四十九号）附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準治産者及びその保佐人に関するこの法律による改正規定の適用については、次に掲げる改正規定を除き、なお従前の例による。

一～二十五〔略〕

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則〔平成一二月八日法律第一二九号〕

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。〔後略〕

（経過措置）

第三条 この法律の一部を改正する法律（平成十一年法律第百四十九号）附則第三条第三項及び第十五条规定及び第二十一項、第八条第三項並びに第十三条において「新設産法」という。）の施行の日（平成一七年一月一日）から施行する。〔後略〕

（罰則の適用に関する経過措置）

2 この法律の施行前にした行為及びこの法律の規定により従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則〔平成一六年六月二日法律第七六号抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、破産法（平成十六年法律第七十五号）次条第三項並びに附則第三条第八項、第五条第八項、第十六項及び第二十一項、第八条第三項並びに第十三条において「新設産法」という。）の施行の日（平成一七年一月一日）から施行する。〔後略〕

（罰則の適用に関する経過措置）

第十二条 施行日前にした行為並びに附則第二条第一項、第三条第一項、第四条、第五条第一項、第九項、第十七項、第十九項及び第二十一項並びに第二十二条第一項及び第三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

2～5〔略〕

（政令への委任）

第十四条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に用い必要的な経過措置は、改めて定める。

附 則〔平成一六年六月九日法律第八八号抄〕

7/11

平成一六年一二月一〇日号外法律第一六五号〔日本郵政公社による証券投資信託の受益権の取扱い等のための日本郵政公社の業務の特例等に関する法律附則四条による改正〕

平成一七年七月二六日号外法律第八七号〔会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律二四二条による改正〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。(後略)

(施行期日)

第二百三十五条 この法律の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によるることとする場合の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第二百三十六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関する経過措置は、政令で定める。

(検討)

第二百三十七条 政府は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第四条及び第五条の規定は、公布の日から施行する。

(平成一七年七月二六日法律第八七号抄)

第十二章 副則に関する経過措置及び政令への委任

(副則に関する経過措置)

第二百三十七条 施行日前にした行為及びこの法律の規定によりなお従前の例による政令による場合は、施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第二百三十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の規定による法律の廃止又は改正に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(施行期日)

第二百三十九条 この法律は、施行日前にした行為及びこの法律の規定によりなお従前の例による政令による場合は、施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(平成一八年一二月一〇日法律第一六五号抄)

(新法の適用等)

第二条 契約によつてされた信託の運営(平成十八年法律第八号。以下「新信託法」という。)の施行の日(以下「施行日」という。)前にその効力が生じたものについては、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、なお従前の例による。遺言によつてされた信託で施行日前に当該遺言がされたものについても、同様とする。

(新法の適用等)

第三条 前条の規定によりなお従前の例によつてされた信託については、信託行為の定めにより、又は委託者、受託者及び受益者(第一条の規定による改正前の信託法(以下「旧信託法」という。)第八条第一項に規定する信託監理人が現に存する場合にあつては、当該信託監理人)の書面若しくは電磁的記録(新信託法第三号に規定する電磁的記録をいう。)による合意によつて適用される法律を新法(新信託法及びこの法律の規定による改正後の法律をいう。)とする旨

の信託の変更をして、これを新法の規定の適用を受ける信託(以下「新法信託」という。)とすることができる。

2 委託者が現に存しない場合には、「受託者及び受益者」とする。

3 受益者が現に存しない場合(旧信託法第八条第一項に規定する信託監理人が現に存する場合を除く。)における第一項の規定の適用については、同項中「委託者、受託者及び受益者(第一条の規定による改正前の信託法(以下「旧信託法」という。)第八条第一項に規定する信託監理人が現に存する場合にあつては、当該信託監理人)」とあるのは、「委託者及び受託者」とする。

4 委託者及び受益者が現に存しない場合(旧信託法第八条第一項に規定する信託監理人が現に存する場合を除く。)には、第一項の規定は、適用しない。

第四条 新法信託においては、新法の規定は、この法律に別段の定めがある場合を除き、この法律の施行前にした行為による改正前の例による。

2 第二条、第三十条第一項又は第五十六条第六条第一項において「旧法信託」となった場合には、前項本文の規定にかかわらず、新法信託となる前にされた信託の詐害行為取消権(民法(明治二十九年法律第八十九号)第四百二十一条の規定による取消権をいう。)による取消し及びその場合を除く。)には、第一項の規定は、適用しない。

3 旧法信託が新法信託となつた場合には、第一項本文の規定にかかわらず、受託者の債務であつて新法信託となる前の原因によつて生じたもののうち信託財産に属する財産をもつて履行する責任を負うものの範囲については、なお従前の例による。

4 旧法信託が新法信託となつた場合には、第一項本文の規定にかかわらず、新法信託となる前に受託者に對する債権の取得の原因が生じた場合には、なお従前の例による。

5 旧法信託が新法信託となつた場合には、施行日前にした旧法の規定による処分、手続その他の行為及びこの法律の規定によりなお従前の例によることとされた場合における施行日以後にした旧法の規定による処分、手続その他の行為の範囲については、当該信託が新法信託となつた場合には、当該信託が新法信託となつた日以前にした旧法信託が新法信託となつた場合には、なお従前の例による。

6 本文の規定により生じた取消権の消滅については、なお従前の例による。

3 旧法信託が新法信託となつた場合には、旧信託法第八条第一項の規定により選任された信託監理者は、新信託法の相当規定により、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものに選任されたものとみなす。

一 受益者が現に存しない場合 信託監理人

二 受益者が現に存する場合 受益者代理人
4 旧法信託が新法信託となつた場合には、新法信託の管理人がある場合には、当該信託財産の管理人は、選任なく、新信託法第六十三条第一項に規定する信託財産監理命令の申立てをしなければならない。

5 前項に規定する信託財産の管理人は、新信託法第六十四条第一項の規定により信託監理者が選任されるまで引き続きその職務を行うものとする。

第六条 旧法信託のうち、旧信託法第六十六条に規定する公益信託については、第三条の規定にかかる旧法信託財産の管理人がある場合には、当該信託財産の管理人は、選任なく、新信託法第六十三条第一項に規定する信託財産監理命令の申立てをしなければならない。

2 前項の規定により新法信託とされた公益信託における前条(第三項第二号を除く。)の規定の適用については、同条第四項中「当該信託財産の管理人」とあるのは、「新信託法第六十三条第一項に規定する信託財産監理命令の申立てをしなければ」どあるのは「公益信託二関スル法律(大正十一年法律第六十二号)第八条及び新信託法第六十四条第一項の規定により信託財産監理者を選任しなければ」とする。

(罰則に関する経過措置)
(罰則による改正措置)

第八十条 施行日前にした行為及びこの法律の規定によりなお從前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

(政令への委任)

第八十一条 この法律に定めるもののほか、この法律の規定による法律の改正に伴い必要な経過措置（第三条、第六条第一項、第十一條第二項、第十五條第二項、第二十六条第一項、第三十条第二項及び第五十六条第二項の規定による新法信託への信託への変更に関する必要な経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（平成一八年一二月一五日法律第一〇九号）

この法律は、新信託法（平成一八年一二月法律第一〇八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 [略]
二 第三条、第六条第一項〔中略〕の規定 公布の日から起算して一年三月を超えない範囲内において政令で定める日

三 [略]